

## 浜松市浄化槽取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年浜松市条例第57号。以下「条例」という。)、及び浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年浜松市規則第57号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、浄化槽の設置及び維持管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 浄化槽

法第2条第1号に規定するものをいう。

#### (2) 浄化槽設置者

法第5条に規定する、浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者をいう。

#### (3) 浄化槽管理者

法第7条第1項に規定する、浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者をいう。

#### (4) 法定検査

法第7条第1項に規定する浄化槽設置後の水質に関する検査(以下「7条検査」という。)及び法第11条第1項に規定する水質に関する検査(以下「11条検査」という。)をいう。

#### (5) 指定検査機関

法第57条の規定により、静岡県知事より指定を受けて法定検査を行う者をいう。

#### (6) 関係機関

浄化槽工事業者(以下「工事業者」という。)、浄化槽保守点検業者(以下「保守点検業者」という。)、浄化槽清掃業者(以下「清掃業者」という。)、指定検査機関をいう。

### (浄化槽の設置等の手続)

第3条 浄化槽の設置又は変更届に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

(1) 浄化槽設置者は法第5条第1項の規定による浄化槽の設置に係る届出（以下「浄化槽設置届出書」という。）に関する書類又は浄化槽の変更に係る届出（以下「浄化槽変更届出書」という。）に関する書類を3部作成し、提出するものとする。

ただし、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知を必要とするときは、この限りではない。

(2) 市長は、前号に規定する浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書を受理したときは、提出された3部のうち、1部にその旨を表示して浄化槽設置者に返付するものとする。

2 浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

なお、浄化槽変更届出書にあっては、変更のあった箇所に該当する書類以外は省略することができるものとする。

(1) 建築物の付近見取図

(2) 浄化槽の配置図

(3) 建築物の平面図

(4) 屋内外の排水管図（管きよの勾配が確認できるもの）

(5) 放流経路、放流先等を記載した書類

(6) 浄化槽の構造図及び仕様書

(7) 7条検査及び11条検査について、指定検査機関に受験手続の依頼を行ったことを証する書類の写し

(8) その他必要と認める書類

ア 法第13条第1項又は第2項の規定により、認定を受けた型式に係る浄化槽にあっては、型式認定書の写し（ただし、法第16条による認定の更新を受けたときは、その認定書の写し）

イ 建築基準法第68条の10第1項の規定により、型式適合の認定を受けた浄化槽にあっては、型式適合認定書の写し

ウ 「既存住宅の尿尿浄化槽付替え時の処理対象人員算定基準のただし書き取扱い要領」の規定により、JISただし書きの適用を受けようとする場合においては、JISただし書き適用願い（様式第1号）

3 浄化槽の設置に関し建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事の確認の申請及び同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事への

通知を浜松市建築主事に対して行うときは、7条検査及び11条検査を指定検査機関に受験手続の依頼を行ったことを証する書類の写しを添付するものとする。

(浄化槽管理者の責務)

第4条 浄化槽管理者は、浄化槽の使用並びに浄化槽を適正に維持管理するに当たり、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽を使用開始したときは、法第10条の2第1項に基づき、浜松市浄化槽法施行細則第9条第1項に規定する浄化槽使用開始報告書を提出すること。
  - (2) 浄化槽を廃止したときは、法第11条の2第1項に基づき、環境省関係浄化槽法施行規則第9条の3第1項に規定する浄化槽廃止届を提出すること。
  - (3) 保守点検は、浄化槽管理者自ら又は保守点検業者に委託して行うこと。ただし、自ら保守点検を行う場合は、法第4条第8項及び法第8条に基づき保守点検の技術上の基準に従うとともに、規則第7条に規定する器具を備えること。
  - (4) 前号により保守点検業者と委託契約したときは、保守点検業者から交付される浄化槽保守点検契約済証を浄化槽設置場所付近の見やすい場所に貼付すること。
  - (5) 保守点検の結果により清掃が必要となったときは、速やかに清掃業者に委託して清掃を行うこと。
  - (6) 清掃を行ったときは、清掃業者から交付される浄化槽清掃実施済証を浄化槽設置場所付近の見やすい場所に貼付すること。
  - (7) 法定検査を受検したときは、指定検査機関から交付される浄化槽法定検査済証を浄化槽設置場所付近の見やすい場所に貼付すること。
  - (8) 法第10条第2項に規定する技術管理者又は関係機関より助言、指導等があったときは、これを遵守し、浄化槽の維持管理に支障をきたさないようにすること。
  - (9) 浄化槽の使用者に対し、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第1条の使用に関する準則を遵守させること。
  - (10) 前各号に定めるもののほか、浄化槽に係る異常の有無について常時点検を行うよう努めること。なお、異常を発見したときは、直ちに応急処置を講ずるほか、必要に応じて保守点検業者、工事業者による点検又は修理を受けること。
- (工事業者の責務)

第5条 工事業者は、浄化槽の設置等に当たり、次のとおり実施するものとする。

- (1) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な使用方法並びに保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検の必要性について説明すること。

(2) 浄化槽管理者より7条検査の受検手続の依頼を受けたときは、速やかにこれを処理すること。

(3) 浄化槽使用開始報告書又は浄化槽廃止届の提出について、浄化槽管理者より依頼を受けたときは、速やかにこれを処理すること。

(保守点検業者の責務)

第6条 保守点検業者は、浄化槽の保守点検に当たり、次のとおり実施するものとする。

(1) 環境省関係浄化槽法施行規則第2条に規定する保守点検の技術上の基準に従って、清掃の記録及び法定検査の結果を踏まえ、保守点検業務を行うこと。

(2) 保守点検を契約したときは、浄化槽保守点検契約済証を浄化槽管理者に交付すること。

(3) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な使用方法並びに保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検の必要性について説明すること。

(4) 保守点検の結果、清掃を行うことが必要であると認めるときは、速やかに浄化槽管理者に対しその旨を報告すること。

(5) 浄化槽使用開始報告書又は浄化槽廃止届の提出について、浄化槽管理者より依頼を受けたときは、速やかにこれを処理すること。

(6) 清掃の手続について、浄化槽管理者より依頼を受けたときは、速やかに清掃業者に連絡すること。

(7) 清掃業者と常に連携を図り、清掃に支障をきたさないようにすること。

(8) 11条検査を受検していない浄化槽管理者に対し、法定検査の必要性について説明し、必要に応じ、指定検査機関を紹介すること。

(9) 浄化槽管理者より11条検査の受検手続の依頼を受けたときは、速やかにこれを処理すること。

(10) 保守点検を適正に行うことができない浄化槽があるときは、市長に報告すること。

(11) 保守点検業状況を保守点検業状況報告書(様式第1号)により3月及び9月末日現在でとりまとめ、それぞれ翌月末日までに市長に報告すること。

(清掃業者の責務)

第7条 清掃業者は、浄化槽の清掃に当たり、次のとおり実施するものとする。

(1) 環境省関係浄化槽法施行規則第3条に規定する清掃の技術上の基準に従って、清掃業務を行うこと。

(2) 一般廃棄物処理計画の円滑な推進が図られるよう市の指導に従い、業務を行

うこと。

- (3) 清掃を行ったときは、浄化槽清掃実施済証を浄化槽管理者に交付すること。
- (4) 11条検査を受検していない浄化槽管理者に対し、法定検査の必要性について説明し、必要に応じ、指定検査機関を紹介すること。
- (5) 浄化槽管理者より11条検査の受検手続の依頼を受けたときは、速やかにこれを処理すること。
- (6) 清掃を適正に行うことができない浄化槽があるときは、市長に報告すること。
- (7) 清掃業状況を下記のとおり市長に報告すること。

ア 清掃業状況報告書（様式第2号）

毎月末でとりまとめ、翌月10日までに報告

イ 浄化槽清掃実施基数（様式第3号）

3月及び9月末日現在でとりまとめ、それぞれ翌月末日までに報告

（指定検査機関の責務）

第8条 指定検査機関は、法定検査を行うに当たり、次のとおり実施するものとする。

- (1) 浄化槽管理者に対し、浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づき、公平かつ客観的な検査を行うこと。
- (2) 法定検査を行ったときは、浄化槽法定検査済証を浄化槽管理者に交付し、速やかに検査結果報告書を浄化槽管理者に送付すること。
- (3) 法定検査について、毎月の結果一覧表を市長に報告すること。なお、法定検査の結果が不適正であるときは、浄化槽の検査結果報告書を市長に報告すること。また、指摘事項のうち、速やかな改善が可能な内容については、浄化槽管理者の了解を得た上で、関係機関にその旨を情報提供するよう努めること。

（市の責務）

第9条 市長は、公共用水域の水質保全並びに公衆衛生の確保を図るとともに、次の各号を行うものとする。

- (1) 関係機関と連絡を密にし、立入指導、広報活動等を行い、浄化槽管理者に対し浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を図り、浄化槽の適正な維持管理の確保に努めること。
- (2) 一般廃棄物処理基本計画に基づき、浄化槽の計画的な設置促進に努めること。
- (3) 浄化槽設置者より浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書が提出されたときは、浄化槽の適正な使用方法並びに保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検の必要性について説明すること。

- (4) 保守点検業者又は清掃業者より保守点検又は清掃を適切に行うことができない浄化槽のある旨の報告を受けたときは、速やかに実態を調査し、必要な措置を講ずること。
- (5) 指定検査機関より法定検査の結果が不適切である旨の報告を受けたときは、すみやかに浄化槽管理者、保守点検業者又は清掃業者に改善状況を確認すること。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 浜松市浄化槽取扱要綱(平成18年2月1日施行。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

様式第1号

(あて先)

浜松市長 鈴木康友

年 月 日  
登録番号 浜上お第 号

住 所  
(所在地)

氏 名  
(名称及び代表者氏名)

### 保守点検業状況報告書

次のとおり、保守点検業の状況を報告します。

年 月 日現在

No	調査項目	内 容			
1	保守点検担当者	浄化槽管理士 専任 ( ) 人 兼任 ( ) 人	技術管理者 ( ) 人		
2	保守点検	単独	浜松市内の総基数 ( ) 基 その内新規基数 ( ) 基 浜松市内解除基数 ( ) 基	総基数における 500人槽以下 ( ) 基 501人槽以上 ( ) 基	
	契約基数	合併	浜松市内の総基数 ( ) 基 その内新規基数 ( ) 基 浜松市内解除基数 ( ) 基	総基数における 500人槽以下 ( ) 基 501人槽以上 ( ) 基	
3	保守点検回数及び保守点検料金 (ただし薬剤を含んだ料金)	単独	人槽\型式	分離バッキ式	全バッキ式
			5~10人槽	回/年、 円/回	回/年、 円/回
			11~20人槽	回/年、 円/回	回/年、 円/回
		小型	5人槽	回/年、 円/回	回/年、 円/回
			6~7人槽	回/年、 円/回	回/年、 円/回
			合併	8~10人槽	回/年、 円/回
合併	20 m <sup>3</sup> /日	回/年、 円/回	回/年、 円/回		
	50 m <sup>3</sup> /日	回/年、 円/回	回/年、 円/回		
		100 m <sup>3</sup> /日	回/年、 円/回	回/年、 円/回	

【添付書類】保守点検新規契約者名簿・保守点検契約解除者名簿(該当する場合)・浄化槽保守点検実施基数







年 月 日 現在

## 浄化槽保守点検実施基数

### 1. 旧12市町村毎

	単独	合併	合計
浜松			
浜北			
天竜			
舞阪			
雄踏			
細江			
引佐			
三ヶ日			
春野			
佐久間			
水窪			
龍山			
合計			

### 2. 各区毎

	単独	合併	合計
中			
東			
西			
南			
北			
浜北			
天竜			
合計			

【記入上の注意】保守点検回数ではなく、保守点検を行った浄化槽の基数を記入してください。

業者名

連絡先 TEL

連絡先 FAX



## 浄化槽清掃実施基数

## 1. 旧12市町村毎

	単独	合併	合計
浜松			
浜北			
天竜			
舞阪			
雄踏			
細江			
引佐			
三ヶ日			
春野			
佐久間			
水窪			
龍山			
合計			

## 2. 各区毎

	単独	合併	合計
中			
東			
西			
南			
北			
浜北			
天竜			
合計			

【記入上の注意】清掃回数ではなく、清掃を行った浄化槽の基数を記入してください。

業者名

連絡先 TEL

連絡先 FAX